三木市公共施設等総合管理計画



平成29年3月 三 木 市

目 次

はしめ		• 1
第1章	章 公共施設等を取り巻く現状と課題 ・・・・・・・・・・・	• 3
1	公共施設等の保有状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
()	(1) 公共建築物 ····································	• 4
(2	(2) インフラ施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
2	人口の動向と将来推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
3	公共施設等に係わる経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
4	公共施設等に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
第2章	章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 ・・・	• 15
1	計画の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
2	計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
3	計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 17
4	管理に関する基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 18
5	基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 19
6	基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 21
第3章	章 公共建築物の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 23
1	管理の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 24
2	現状及び管理等の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 24
3	改修計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 43
第4章	章 道路、橋梁、公園の管理 ・・・・・・・・・・・・・・	• 47
1	管理の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 48
2	各施設の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 48
3	管理の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 51
第5章	章 上下水道の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 53
1	管理の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 54
2	各施設の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 54
3	管理の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 57
第6章	章 計画の推進にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・	• 59
1	全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有方策 ・・・・・・・	• 60
2	個別計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 60
3	フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 60
4	広域的な連携の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 60
5	市民、議会への情報共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 60

はじめに

三木市においては、日本経済の高度成長期である昭和40年代から50年代にかけて建設された多くの公共建築物や道路、橋梁、公園、上下水道などのインフラ施設(以下「公共施設等」という。)があり、今後一斉に更新時期を迎えることとなります。

一方で、少子高齢社会の進行により、生産年齢人口(15歳から64歳)の減少による税収減や高齢人口(65歳以上)の増加に伴う社会保障関連経費の増大などにより市の財政は厳しい状況となることが見込まれます。

公共施設等は、市民生活を支える基盤であり市民生活のよりどころであることから、 将来にわたりサービス水準を維持する必要があります。

本市では、平成26年9月に「公共施設大規模改修計画」、「インフラ・メンテナンス計画(道路・橋梁・公園編)、(上下水道編)」を作成し、財政負担の平準化を図りながら計画的に維持管理・更新等を行ってきました。

さらに、人口減少等による公共施設等の利用需要が変化する中、長期的かつ総合的な視点に立って、公共施設等の長寿命化、更新、統廃合などを計画的に行い、公共施設等の質、量及びコストの最適化を図るための基本的な方針として、このたび、これらの計画を統合して「三木市公共施設等総合管理計画」を策定します。

第1章

公共施設等を取り巻く現状と課題

第1章 公共施設等を取り巻く現状と課題

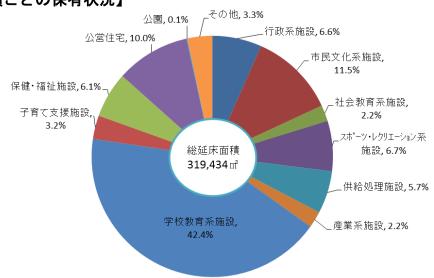
1 公共施設等の保有状況

(1) 公共建築物

ア 公共建築物の保有状況

本市の公共建築物は、185施設、総延べ床面積319,434㎡、市民一人当たりの延べ床面積は4.0㎡(平成28年10月末現在)となっています。その内訳は、小学校、中学校などの学校教育系施設が135,552㎡(42.4%)、次いで公民館や文化会館などの市民文化系施設36,590㎡(11.5%)であり、この2つで全公共建築物の5割以上を占めています。次いで、公営住宅(10.0%)、スポーツ・レクリエーション施設(6.7%)、市役所等の行政系施設(6.6%)となっています。

【大分類ごとの保有状況】



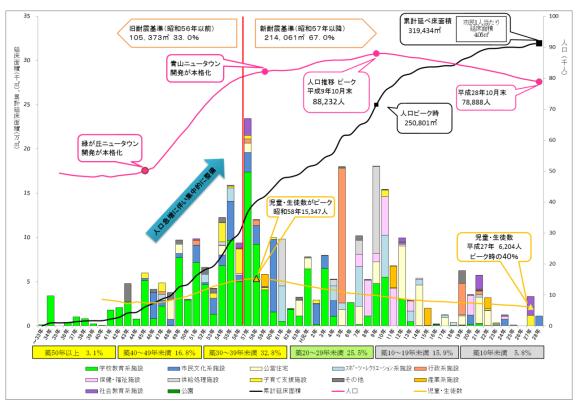
大分類	施設数	延床面積	割合	主な施設
行政系施設	10	21, 170 m²	6.6%	庁舎・支所・消防本部・分署
市民文化系施設	27	36, 590 m²	11.5%	文化会館、各地区公民館など
社会教育系施設	8	6,877 m²	2.2%	図書館・金物資料館・旧小河家など
スポ゚ーツ・レクリエーション系施	10	21, 513 m²	6. 7%	三木ホースランドパーク、三木山総合公園、温泉交流館
設	10	21, 515 III	0. 1/0	など
供給処理施設	3	18, 242 m²	5. 7%	清掃センター、クリーンセンター
産業系施設	4	7,061 m²	2.2%	山田錦の館、かじやの里メッセなど
学校教育系施設	27	135, 552 m²	42.4%	小中学校、特別支援学校、給食センターなど
子育て支援施設	18	10, 103 m²	3.2%	幼稚園、保育所、認定こども園など
保健・福祉施設	16	19, 575 m²	6.1%	デイサービスセンター、はばたきの丘など
公営住宅	8	31, 806 m²	10.0%	市営住宅
公園	7	347 m²	0.1%	公園施設トイレ
その他	47	10, 599 m²	3.3%	斎場、公衆トイレ、普通財産等
合 計	185	319, 434 m ²	100.0%	

※面積等の数値は、四捨五入しているため、合計と差があります。

イ 築年別整備状況

公共建築物の建築年度別の状況を見ると、多くは昭和40年代から昭和50年代に建設され、一般的に大規模改修の必要性が高い「築30年以上」を経過する施設が全体の53%を占めており、10年後には全体の78%を占める見込みです。本市では、「公共施設大規模改修計画」に基づき計画的な維持改修や長寿命化を図ってきました。今後も引き続き、財政負担の平準化を図りながら計画的に維持管理・更新等を行う必要があります。

【建築年度別の延べ床面積の状況】



【築年数別の延床面積割合】

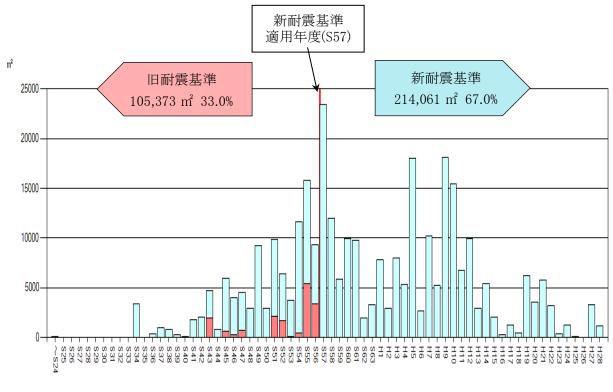


ウ 耐震化の状況

昭和56年以前の旧耐震基準により建設された施設の延床面積の割合は、全体の33.0%であり、平成28年10月現在で、耐震化実施済みの割合は、全体の24.8%、耐震化が未実施の割合は、全体の5.3%、すでに用途を廃止し耐震化不要の施設が1.8%となっています。

耐震化が未実施で、今後も引き続き使用する施設については、利用者の安全 確保の観点から優先順位をつけて、耐震補強を行っていく必要があります。

【年別延べ床面積における耐震化の状況】

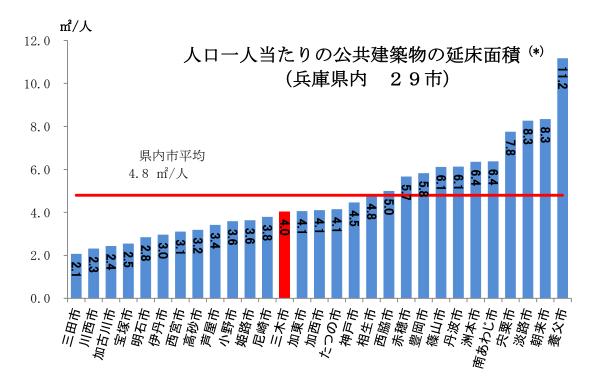


■ 旧耐震基準 ■ 新耐震基準

エ 公共施設保有量の他市との比較

本市の人口一人当たりの公共建築物保有量について、「公共施設状況調査」(総 務省)のデータを用いて、兵庫県内29市との比較を行いました。

本市が保有する公共建築物の総延床面積は市民一人当たり4.0㎡/人であり、 県内市の平均4.8㎡/人よりも少ない面積となっています。



* 兵庫県内各市及び平均数値は公共施設状況調(総務省、H26 年度末)、三木市は平成 28 年度末の延床面積及び国勢調査人口(H27. 10.1 現在)により算出

(2) インフラ施設

本市が保有する、道路、橋梁、公園、上水道、下水道施設などのインフラ施設は下表のとおりです。

インフラ施設は、市民のライフラインであり、大規模自然災害時の安全・安心を 確保するためにも重要な施設であることから、将来にわたって適切に維持更新を行 うことが必要です。

【インフラ施設の保有状況】

施設類型	種別		保有量	
		1級市道	実延長	66, 205 m
			面積	551, 335 m²
		2級市道	実延長	79, 588m
` 岩 切+左=几	道路		面積	448, 765 m²
道路施設		その他市道	実延長	517, 883 m
			面積	2, 771, 177 m ²
		自転車歩行者道	実延長	81, 278m
			橋梁数	272 橋
	橋 梁		実延長	4, 358m
			面積	28, 052 m²
	都市公園		個所数	106
公園施設			面積	74ha
公園旭餀	その他公園		個所数	24
			面積	18ha
	導水管	•	管渠延長	44, 501 m
	送水管		管渠延長	6, 079 m
上水道施設	配水管		管渠延長	572, 954m
上小坦旭政	浄水場・配水場		箇所数	4
	その他水道施設		箇所数	7
	上水道庁舎		延床面積	1, 085 m²
下水	管渠		管渠延長	575, 058m
下水道施設	処理場		箇所数	6

ア道路

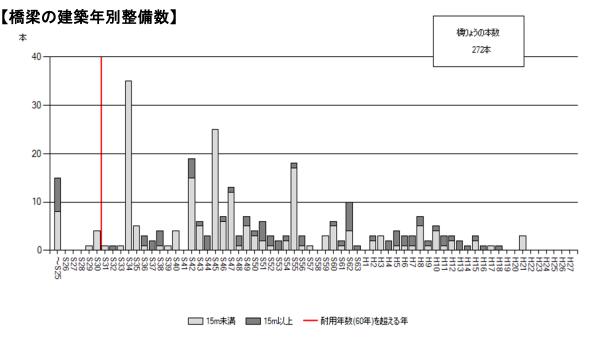
本市が管理している道路は、道路延長664km、道路面積3,771kmです。

「インフラ・メンテナンス計画」に基づき、日常のパトロールや定期点検の実施 及び点検に基づく計画的な維持補修を行い、安全性の確保と維持管理コストの縮減、 財政負担の平準化を図っています。今後も、安全性の確保とコスト縮減を図るため、 計画的に補修し長寿命化を図っていく必要があります。

イ 橋梁

本市が保有する橋梁は、272橋、計4,358m、整備面積28,052㎡です。そのうち、昭和30年以前に整備し耐用年数60年以上を経過した橋梁は209橋、30年以上が経過した橋梁は209橋で全体の77%を占めています。

「道路橋長寿命化修繕計画」、「インフラ・メンテナンス計画」に基づき、日常・定期点検の実施及び点検に基づく計画的な維持管理・修繕を行い、安全性の確保と維持管理コストの縮減、財政負担の平準化を図っています。今後も、安全性の確保とコスト縮減を図るため、計画的に予防保全を行い長寿命化を図っていく必要があります。



ウ 公園

本市が保有する公園は、130か所、面積92haです。

「インフラ・メンテナンス計画」に基づき、日常のパトロールや定期点検の実施 及び点検に基づく計画的な維持管理を行い、安全性の確保と維持管理コストの縮減 を図っています。

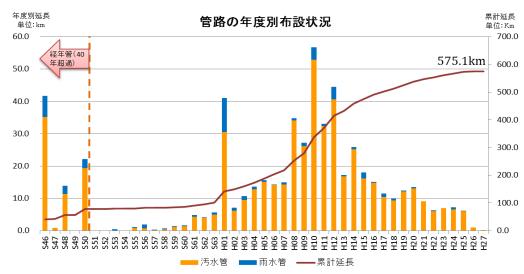
工 上水道施設

本市の水道事業は、昭和35年の創設認可以来、三度の拡張認可、平成17年の吉川町との合併による変更認可を経て事業を拡張してきました。保有する管路延長は623.5kmであり、布設後40年以上が経過した管路の老朽化が進んでおり、耐震管への更新を進めていく必要があります。このため、「インフラ・メンテナンス計画」に基づき、計画的な維持更新を行っています。今後、人口減少に伴う水需要の減少から、料金収入の減少が想定される中、長寿命化と費用の平準化を図りながら施設の維持更新を適切に進めていく必要があります。



才 下水道施設

本市の下水道事業は、昭和54年に「三木市流域関連公共下水道」の認可を受け、 平成17年には吉川町との合併により旧吉川町公共下水道を加え、事業を拡張しま した。加えてニュータウン開発で民間が整備した管路の移管を受け、保有する管路 は575.1kmとなっています。民間が整備した下水道管は40年以上が経過し 老朽化が著しく、管の更新工事を優先して行う必要があり、「インフラ・メンテナ ンス計画」に基づき計画的に管路の更新を進めています。



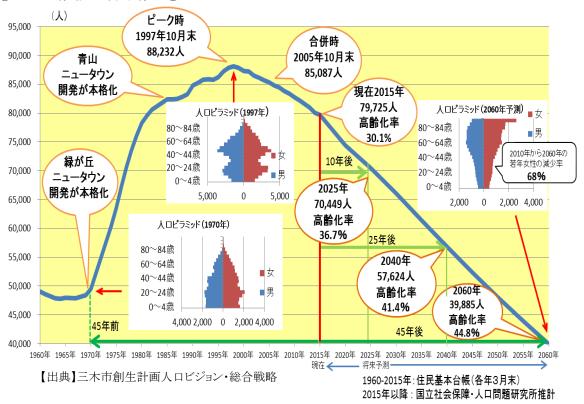
2 人口の動向と将来推計

本市の人口は、昭和45 (1970) 年頃から緑が丘などのニュータウン開発によって 急激に増加し、平成9 (1997) 年10月末には88,232人でピークを迎えました。 その後、減少に転じ、平成27 (2015) 年1月末には79,725人に減少していま す。

一方、高齢化率は、平成9年の14.4%から平成27年の30.1%と2倍以上 上昇しています(住民基本台帳人口)。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計(平成24年1月)によると、本市の人口減少と少子高齢化は今後も進み、現状のまま推移した場合、10年後の平成37(2025)年には、人口70,449人、高齢化率36.7%、45年後の平成72(2060)年には、人口39,885人、高齢化率は44.8%と推計されています(三木市創生計画人口ビジョン・総合戦略より抜粋)。

【人口の推移と将来推計】



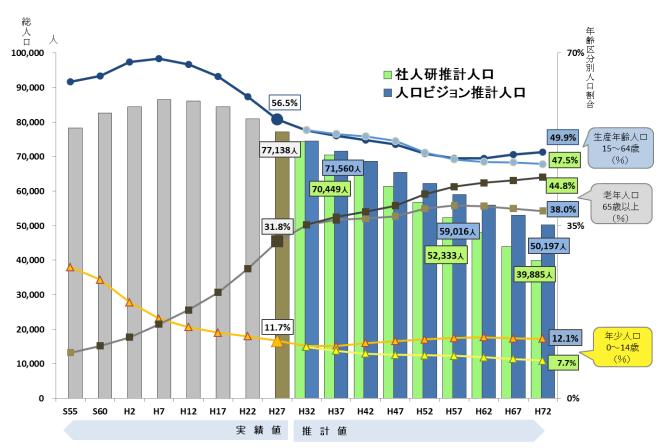
一方、本市では、三木市創生計画人口ビジョン・総合戦略を策定し、45年後の平成72年の人口目標を5万人(人口減少率35%)としています。中期的には、10年後の平成37年には約7万2千人(同7%)、30年後の平成57年には約5万9千人(同23%)と推計しています(平成27年国勢調査人口を基準)。

この目標を実現するため、「くらしの豊かさを実感し、いつまでも住み続けたくな

るまち」をめざし三木市創生計画・総合戦略を展開しています。

社人研の推計と人口ビジョンの推計を比較すると、総合戦略を実施することにより、平成72年の人口は、39,885人から50,197人に人口減少が抑制され、年齢階層別人口の割合では、年少人口(0歳から14歳の子ども世代)は7.7%が12.1%に、生産年齢人口(15歳から64歳の働き手世代)は47.5%が49.9%に、老年人口(65歳以上の高齢世代)は44.8%が38.0%となり、社人研の推計より子どもと働き手世代の割合が高くなるものと推計しています。

【人口の推移と将来推計(社人研推計と人口ビジョン推計)】



【出典】 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」 、 三木市人口ビジョン

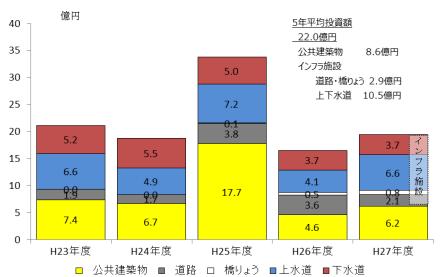
【注記】 H27 年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、H32 年以降は、「国立社会保障・人口問題研究所」及び「三木市人口ビジョン」における推計値平成72(2060)年に5万人維持を目標 (国立社会保障・人口問題研究所推計値を基に、社会減少率:平成42(2030)年までに±0%、出生率:平成52(2040)年までに1.8に回復すると仮定し推計した。) 国勢調査の総人口については、年齢不詳は除いている。

3 公共施設等に関わる経費

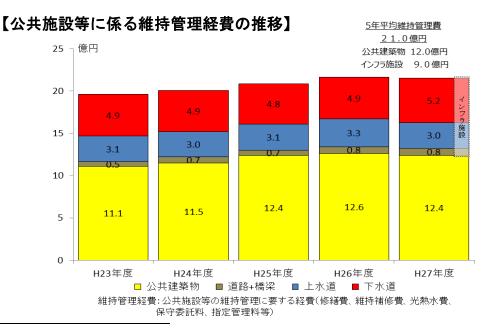
今後の財政運営は、人口減少、高齢化に伴う税収の減少、扶助費の増加などが予測され、決して楽観視できるものではなく、公共施設等の維持改修等についても、限られた予算の中で計画的に行い、行政サービス水準を維持向上することが必要です。

公共施設等の維持改修に要した過去5年間の投資額は、年平均約22億円(企業会計(上下水道事業)を含む)、公共施設等に係る光熱水費、修繕費などの維持管理経費は、年平均約21億円でした。今後は、計画的かつ効率的な維持管理によりライフサイクルコスト*の縮減を図っていくことが必要となってきます。

【公共施設等の維持改修に係る投資額の推移】



公共建築物(公園を含む)、道路、橋りょうは一般会計における普通建設事業費 上下水道は、各企業会計における建設改良費



^{*} 構造物等の企画・設計費、建設費などの初期投資(イニシャルコスト)と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費(ランニングコスト)及び解体処分までの「構造物等の生涯に必要な総費用」のこと。

4 公共施設等に関する課題

(1) 大規模改修の必要性が高い公共施設等の増加

公共建築物は、「公共施設大規模改修計画」に基づき計画的に改修を行っていますが、今後、増加する公共施設の大規模改修に伴う多額の改修費用が財政負担とならないよう平準化を図る必要があります。

(2) 公共建築物のうち5.3%が、耐震化未実施

公共建築物は、災害発生時には避難所などとして使用するとともに行政サービスを維持していくためには被害を最小限にとどめることが必要であり、耐震化を進める必要があります。

(3) 市民の生活基盤であるインフラ施設の維持

インフラ施設は、市民のライフラインであり安全・安心を確保するため、「インフラ・メンテナンス計画」に基づき、財政負担の平準化を図りつつ維持更新を行う必要があります。

(4) 人口減少と少子高齢化に伴う税収減

人口の減少による税収の伸び悩み、地方交付税の減少等、収入の確保は厳しくなる一方、少子高齢化の進展により医療、介護、子育て支援等に係わる扶助費*が増加することが見込まれます。

(5) 行政サービス水準の維持

人口減少、少子・高齢化の進展に伴い、人口構造や市民ニーズが変化してくることから、これらに対応した施設のあり方を検討し、行政サービスの水準を維持する必要があります。

^{*} 社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

第2章

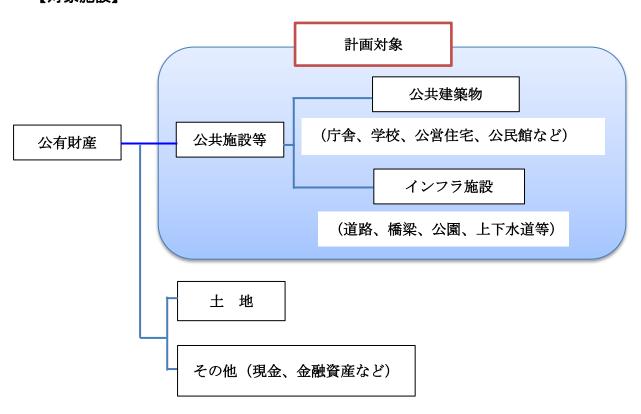
公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本方針

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 計画の対象

本計画の対象施設は、庁舎や学校、市営住宅、公民館などの「公共建築物」、道路、 橋梁、上下水道施設などの市民生活や産業活動を支える基盤である「インフラ施設」を 対象とします。

【対象施設】



2 計画期間

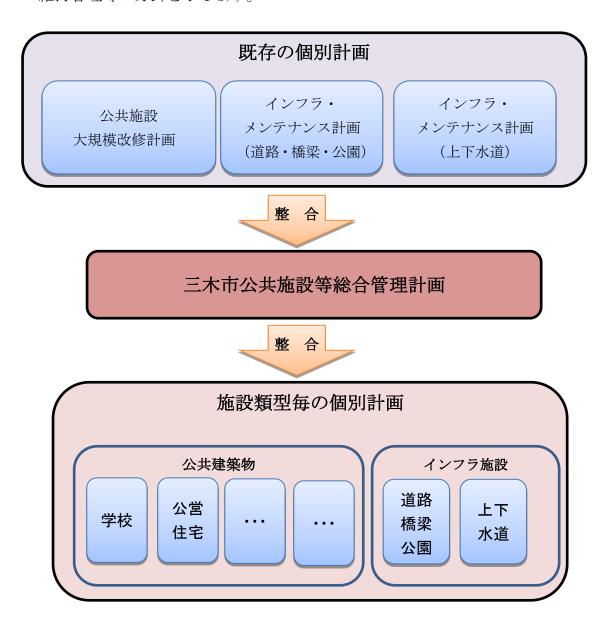
公共施設等の管理は中長期的な視点に基づき管理していくものであり、「公共施設大規模改修計画」、「インフラ・メンテナンス計画(道路・橋梁・公園)(上下水道)」など、現在取り組んでいる個別計画の期間を考慮して、平成29年度から平成38年度までの10年間を本計画の期間とします。なお、社会経済状況、関連法制度の変化などにより、本計画を見直す必要が生じた場合は必要に応じて見直します。

平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間

3 計画の位置づけ

本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設大規模 改修計画」、「インフラ・メンテナンス計画」などの取組方針を整理し、本市の公共施設 等全体の維持管理等について総合的・基本的な方向性を示すものとして策定します。

また、本計画の維持管理等の方向性に沿って、順次、施設類型毎に個別計画を策定し、維持管理等の方針を示します。



4 管理に関する基本的な考え方

本市の公共施設等の維持管理は、現状と課題を踏まえ、次のような考え方に従って基本方針を定めます。

(1) 点検・診断等の実施方針

現在行っている公共施設等の日常点検や定期点検、劣化診断等を引き続き適切に 行い、劣化状況、性能低下状況等を把握、結果を集積・蓄積し、計画的な老朽化対 策等に活かします。

(2) 維持管理の実施方針

維持管理については、可能な限り民間のノウハウを活用し効率化と市民サービスの向上を図ります。

(3) 修繕、更新等の実施方針

従来行っていた損傷後に修繕(事後保全)するのではなく、損傷が軽微なうちに補修等を行うこと(予防保全)で機能の保持・回復を図り施設の長寿命化を図ります。

大規模改修や更新については、施設の重要度や劣化状況に応じて長期的視点で優先度をつけて、投資可能な財源を見込み計画的に実施します。

また、環境への配慮と維持管理経費の節減を図るため、公共施設等の高効率化、省エネルギー化に努めます。

(4) 安全確保の実施方針

点検、診断等により危険性が高いと認められた公共施設等や利用する見込みのない施設は解体撤去等適切な措置を講じます。

(5) 耐震化の実施方針

公共施設等の耐震化は、災害時の避難所としての運用や市民の利用状況、ライフラインの重要性などを勘案し、優先順位を定めて進めます。

(6) 長寿命化の実施方針

「公共施設大規模改修計画」や「インフラ・メンテナンス計画」等を着実に進め、施設の長寿命化を図ります。

(7) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の統廃合の適否を検討するにあたっては、施設の必要性、民間での代替の可能性、機能の異なる他の施設との複合化や多機能化の可能性、国、県、民間施設との合築の可能性等を十分検討し、市民サービスの維持と施設総量の縮減の両立を目指します。

5 基本方針

財政の円滑な運営を前提として、 公共施設等の「質」、「量」、「コスト」の適正化を目指します。

すべての公共施設等は貴重な「経営資源」であり、円滑な財政運営を前提とし、適切な維持管理のもと市民サービスの質を確保しつつ、施設の保有量と維持更新、管理コスト等の適正化に取り組みます。

(1) 公共建築物

ア 市民ニーズとの適合

施設の利用状況を把握するとともに各施設が提供するサービスの内容やレベルについて、可能な限り広く市民の声を聞き、市民ニーズに適合したサービスを提供します。

イ 適正な維持管理と長寿命化

施設の日常点検や定期診断により施設情報を蓄積し、適正で効率的な維持管理を行うとともに、市民生活への影響や費用対効果を考慮して優先度を定め、計画的に大規模改修を行い施設の長寿命化を進めます。

ウ 施設総量の縮減

用途を廃止した施設の除却、大規模改修の機会をとらえた施設規模の縮小、類似施設の集約化や異なる機能の複合化などによる施設総量の縮減を検討します。

エ 効率的な管理運営と財源の確保

(7) 効率的な管理

施設の管理運営経費の実態を把握し、効率的に運用することにより経費の削減に努めます。

(イ) 民間活力の導入

公共施設の管理運営においては、指定管理制度や維持管理業務の包括委託 により民間活力を導入し、管理運営経費の節減を図りながら質の高い市民サー ビスを提供してきました。今後も、民間で代替でき、かつ市民サービスの維持 向上が図られることが見込まれる施設は、積極的に指定管理制度や長期包括管 理委託制度を活用するとともに、 PPP^{*1} や PFI^{*2} などの手法の導入の適否について検討します。

(ウ) 財源の確保

保有施設の有効活用を促進するため、遊休施設や余裕スペースの賃貸等を検 討します。

また、遊休施設や遊休土地は、有効活用ができるか十分に検討した上で、活用の見込みがないと判断した場合、民間への売却等により財源の確保に努めます。

(2) インフラ施設

ア 適正な維持管理

インフラ施設は、市民生活のライフラインであり、大規模災害時の安全・安心を確保するため、施設の日常点検や定期点検、診断等により施設情報を蓄積し、将来にわたって適切な維持管理を行います。

イ 長寿命化とコスト縮減

道路橋梁長寿命化計画や「みきインフラ・メンテナンス計画(道路・橋梁、公園)、 (上下水道)」により、長寿命化や耐震化を計画的に推進し、安全性を確保すると ともに維持更新費用の平準化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

^{*1} パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。PFI、指定管理者制度、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

^{*2} プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。PPP の代表的な手法の1つ。

6 基本目標

(1) 公共建築物

アニ縮減目標

公共建築物の総延べ床面積を、平成29年度から平成38年度までの10年間で、**5%縮減** することを目指します。

(平成28年度末の総延べ床面積約31.9万㎡に対し、1.6万㎡に相当)

イ 目標設定の考え方

縮減目標の設定に当たっては、今後30年間の長期的な人口推計をもとに、 限られた財政の中で、適切な市民サービスを提供するため、将来人口に見合っ た公共建築物の保有総量を確保することを目指します。

(7) 人口密度と延床面積との関係

三木市創生計画の人口推計によると、本市の平成57年の人口は5万9千人となり平成27年と比べると約23%減少するとしています。

しかしながら、人口の多少に関わらず公民館、小学校など各地域において 必要な施設があり、人口密度の低い自治体ほど施設を集約しにくくなります。 市民サービスの水準、各地域の公平性の維持、施設の利用圏域を考慮し、 適正な公共建築物の保有総量を確保するため、人口減少率に人口密度を加味 して縮減目標を設定します。

(イ) 縮減目標の算定

a 人口減少率

本市の30年間の人口減少率は23%

b 人口密度

本市の人口密度は、437人/k㎡*であり、兵庫県平均659人/k㎡*と比較し66.3%と低い水準であり、県全体と比べ施設を集約しにくい地域特性があります。

(*) 平成27年国勢調査人口と、国土地理院「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」により算出

c 縮減目標の算定式

本市と県平均の人口密度の比を地域特性として加味し、これを今後30年間の人口減少率に乗じて縮減目標を算定します。本計画の期間である10年間の縮減目標は今後30年間の縮減目標の1/3とします。

(人口減少率) (人口密度の県平均との比率)

- (a) 今後30年間の縮減目標 23% × 66% ≒ 15%
- (b) 計画期間の10年間の縮減目標 $15\% \div 3 = 5\%$

ウ 目標達成の見込み

今後10年間では、総面積319, 434㎡の5%である約16, 000㎡の縮減が必要となります。一方、現時点で新築中の総合体育館などで約5, 000㎡増えることとなります。

このため、5%縮減を達成するためには、約21, 000㎡の縮減が必要となります。

今後、この目標達成に向けて個別計画を策定する中で、縮減する施設の検討を進めます。

なお、学校、公民館など市民生活に大きな影響を及ぼす施設については、原則 として維持していくこととし、利用頻度や費用対効果の低い施設、休止や機能の 廃止により利用見込みのない施設を中心に検討を進めます。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、生活基盤施設が中心となることから総量縮減に関する数値目標は定めませんが、各インフラ・メンテナンス計画により優先順位を付けた整備・更新等を実施するとともに、長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減に努めます。

第3章

公共建築物の管理

第3章 公共建築物の管理

1 管理の基本的考え方

本市が所有する公共建築物は、その多くが昭和40年代から50年代にかけて集中的に建設されたため老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、一期に 更新した場合大きな財政負担が予測されます。

そこで、各公共建築物を全市的立場から計画的に改修し長寿命化を図るとともに、 更新経費の平準化とライフサイクルコストの縮減を図ります。また、厳しい財政状況 が予想される中で、将来にわたり行政サービス水準を維持するよう管理します。

2 現状及び管理等の方向性

公共建築物を次の区分に分類し、各施設の現状及び今後の管理等の方向性を示します。

- (1) 公民館
- (2) 図書館
- (3) 小・中・特別支援学校
- (4) 幼稚園
- (5) 認定こども園
- (6) 保育園
- (7) 福祉施設
- (8) 観光施設
- (9) 環境衛生施設
- (10) 市営住宅
- (11) 庁舎
- (12) その他の施設

なお、維持管理費、利用者数は特別に注記がない限り、平成27年度の実績です。 維持管理経費の内訳は光熱水費、修繕料、維持補修費、施設管理保守委託料、指定 管理委託料等です。また、維持管理費には減価償却費は含まれていません。

(1) 公民館

ア 現状

・施設の総数 ・・・・・ 13か所、16施設

・利用者数 ・・・・・ (年間) 612, 226 人

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 97,874 千円

・特記事項 ・・・・・ 災害時の避難施設

・建築後の年数

10年未満 3件

20~29年 2件

30~39年 9件

40~49年 2件

・耐震化の状況 ・・・・・12施設が耐震化済み、4施設が未耐震

イ 今後の管理等の方向性

・計画的な改修により長寿命化を図るとともに、管理運営の効率化により経費削減に 努めます。

・耐震化できていない施設については、災害時の避難所に指定されている施設を優先 して耐震化整備を進めます。

ウ 施設一覧 (単位:千円)

施設名	建設年度	年間	年間
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	建 放千及	利用者数	維持管理費
中央公民館	S46	47,081 人	10, 432
三木コミュニティスホ゜ーツセンター	Н3	26, 188 人	6, 353
三木南交流センター	H20, H24	71,593 人	8, 019
別所町公民館	S53	25,891 人	6, 324
志染町公民館	S55	23, 204 人	5, 906
細川町公民館	S58	15,719 人	7, 244
口吉川町公民館	S58	13, 205 人	10, 415
緑が丘町公民館	S57	121,652 人	10, 953
自由が丘公民館	S54, S55	109,624 人	8, 384
青山公民館	H4	124, 438 人	11, 464
吉川町公民館	S51	17,888 人	8, 121
吉川体育館	S56	10,926 人	2, 788

第3章 公共建築物の管理

吉川町公民館貸潮分館	S52	574 人	1, 471
福井コミュニティセンター*1	H28	4, 243 人*1	l
合計		612, 226 人	97, 874

^{*1} 平成28年7月から平成29年1月末まで

(2) 図書館

ア 現状

・施設の総数・・・・・ 3か所

・利用者数 ・・・・・ (年間) 209,967 人

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 38,620 千円

・建築後の年数

10年未満 3件

・耐震化の状況 ・・・・・ 3施設とも耐震化済

イ 今後の管理等の方向性

日常の点検や診断により、予防保全を図ることで長寿命化に努めます。

ウ 施設一覧 (単位:千円)

₺──□ 々	油乳左床	年間	年間
施設名	建設年度	利用者数	維持管理費
中央図書館	H27		
青山図書館	H22	209, 967 人	38, 620
吉川図書館	H21		

(3) 小・中・特別支援学校

ア 小学校

(7) 現状

・施設の総数 ・・・・・ 17か所、72施設

•利用者数(年間)

(学校) 児童数 3,853 人、教職員数 336 人

(給食) 従事者数 101人、給食数 1,213,993食

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 160,208 千円

・特記事項・・・・・ 災害時の避難施設

・建築後の年数

10~19年9件20~29年7件30~39年35件40~49年17件

50~59年 4件

・耐震化の状況 ・・・・・ 72施設とも耐震化済

(イ) 今後の管理等の方向性

少子化による児童の減少が続く中、適正規模・適正配置を検討するには、単に 児童数のみを判断要素とはできません。小学校は、小規模校の教育効果が高いこ とや地域の拠点であることから、総合教育会議で決定された方向性に従い、現状 の設置箇所は維持します。施設は計画的に改修を実施することにより長寿命化を 図ります。空きスペースがある場合は他の機能との複合化等を検討します。

(ウ) 施設一覧 (単位:千円)

学校名	施設名	建 設 年 度	年間 利用者数	年間 維持管理費
三樹	北校舎	S56	児童数 360 人	
	南校舎	S57	教職員数 23人	
	体育館	S59		10, 827
	プール	S39		
	共同調理場	S63	調理員 9人 137,629食	
平田	南校舎	S41	児童数 286 人	
	北校舎	S55	教職員数 24人	
	体育館	S46		9, 789
	プール	S45		
	調理場	S55	調理員 8人60,239食	
三木	北校舎西	S50, S54	児童数 338 人	
	北校舎東	S58	教職員数 24 人	
	南校舎	S57, S58		
	体育館	Н5		12, 017
	プール	S40		
	共同調理場	S59	調理員 13 人 135,714 食	
別所	東校舎	S55	児童数 323 人	
	西校舎	НЗ	教職員数 28人	0.750
	体育館	S45		9, 750
	プール	S39		

	共同調理場	S55	調理員 8 人 97, 597 食	
志染	校舎	S48, S49	児童数 83 人	
,,,,,	体育館	S53	教職員数 14 人	1, 701
	プール	S49	DC1905439C 117C	1, 101
口吉川	校舎	S45, S46	児童数 47 人	
	体育館	S47	教職員数 16 人	
	プール	S46		6, 965
	共同調理場	S56	調理員 5人	
			42,730食	
豊地	校舎	S42	児童数 59人	
	体育館	S53	教職員数 14 人	3, 849
	プール	S59		
緑が丘	管理棟	Н9	児童数 289 人	
	北校舎	Н9	教職員数 25 人	
	南校舎	Н9		
	体育館	S48		12,090
	プール	S49		
	共同調理場	S56	調理員 9 人	
			134, 406 食	
緑が丘東	北校舎	S55	児童数 460 人	
	南校舎東	Н3	教職員数 28 人	
	南校舎西	S55		
	体育館	S55		11, 697
	プール	S55		
	給食調理場	S55	調理員 11人	
			112, 133 食	
自由が丘	北校舎	S51	児童数 487 人	
	南校舎	S51	教職員数 31 人	
	体育館	S51		13, 863
	プール	S51		
占しから	給食調理場	S56	調理員 8 人 105,663 食	
自由が丘	北校舎	S58	児童数 310 人	
東	南校舎	S58	教職員数 24 人	
	体育館	S58		12, 768
	プール	S58	= 田 T 日 日 1 0 1	•
	共同調理場	S58	調理員 10人	
├ 田₹	业坛企	CEC	145,604 食	
広野 	北校舎	S56	児童数 533 人 数職員数 22 人	
	南校舎	S56	教職員数 32 人 	
	体育館 プール	S56		18, 905
		S56	調理目のは	
	給食調理場	S56	調理員 9 人	
		l	112,364 食	

中吉川	東校舎	S46	児童数 95 人	
	西校舎	S56	教職員数 14人	7 101
	体育館	H1		7, 191
	プール	H4		
東吉川	校舎	H12	児童数 58 人	
	体育館	S55	教職員数 12人	8, 241
	プール	H10		
上吉川	校舎	S60	児童数 39 人	
	体育館	S61	教職員数 12人	3, 616
	プール	H4		
みなぎ台	校舎	H11	児童数 86 人	
	体育館	H11	教職員数 15 人	6, 303
	プール	H11		
吉川学校	共同調理場	Н9	調理員 11 人 129,914	
給食共同			食	10, 636
調理場				
合計				160, 208

イ 中学校

(7) 現状

・施設の総数・・・・・8か所、34施設

• 利用者数 (年間)

生徒数 2,040 人、教職員数 196 人

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 69,308 千円

・特記事項 ・・・・・ 災害時の避難施設

・建築後の年数

11~19年 2件

20~29年 6件

30~39年 9件

40~49年 13件

50~59年 4件

・耐震化の状況 ・・・・・ 34施設とも耐震化済

(イ) 今後の管理等の方向性

少子化による生徒の減少が続く中、中学校は、一定規模の集団による教育が必要なことから、小規模校の学校環境のあり方について、統廃合ありきではなく、 小中一貫校等の手法も含んだ環境整備について「学校環境のあり方検討会議」の 議論を経て、総合教育会議で実施方針を決定します。施設は計画的に改修を実施することにより長寿命化を図ります。空きスペースがある場合は他の機能との複合化等を検討します。

(ウ) 施設一覧 (単位:千円)

N/14 F	16-20. b	74 30 A A	年間	年間
学校名	施設名	建設年度	利用者数	維持管理費
三木	北校舎東	S44	生徒数 338 人	
	北校舎西	S46	教職員数 26 人	
	南校舎	S51, S53		10, 580
	体育館	S35		
	プール	S42		
三木東	北校舎	H1	生徒数 347 人	
	南校舎	H1	教職員数 28 人	9, 305
	体育館	H1		9, 505
	プール	H1		
別所	校舎東	S59	生徒数 158 人	
	校舎西	S59	教職員数 22人	7, 515
	体育館	S43		7, 515
	プール	S46		
志染	校舎	S37, S38	生徒数 53 人	
	技術室	S38	教職員数 16 人	5, 174
	体育館	S46		5, 174
	プール	S44		
星陽	校舎	S45	生徒数 68 人	
	体育館	S47	教職員数 15 人	4, 807
	プール	Н7		
緑が丘	北校舎	S51, S54	生徒数 454 人	
	南校舎西	S51	教職員数 37 人	
	南校舎東	S51		12, 860
	体育館	S52		
	プール	S52		
自由が丘	北校舎東	S61	生徒数 450 人	11, 627

	北校舎西	S58	教職員数 31 人	
	南校舎	S58		
	体育館	S58		
	プール	S58		
吉川	南校舎東	H13	生徒数 172 人	
	南校舎	S34, S36	教職員数 21 人	7 440
	体育館	S63		7, 440
	プール	H17		
合計				69, 308

ウ 特別支援学校

(7) 現状

・施設の総数・・・・・ 1か所、4施設

•利用者数(年間)

(学校) 児童生徒数 19人、教職員数 28人

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 5,216 千円

・特記事項 ・・・・・ 災害時の福祉避難施設

・建築後の年数 ・・・・・ 20~29年 4件

・耐震化の状況 ・・・・・ 4 施設とも耐震化済

(イ) 今後の管理等の方向性

特別支援学校は、障がいのある児童生徒の専門的な教育施設として、今後も施設は計画的に改修を実施することにより長寿命化を図ります。

(**ウ) 施設一覧** (単位:千円)

学校名	施設名	建設年度	年間	年間
子仪石	旭 取名	建议干及	利用者数	維持管理費
三木特別支援	管理棟	H4	児童等数 19 人	
	教室棟	H4	教職員数 28 人	F 91 <i>C</i>
	体育館	H4		5, 216
	プール	H4		

(4) 幼稚園

ア現状

- ・施設の総数・・・・・5か所
- ・利用者数(年間) 園児数 228人、教職員数 21人
- ・維持管理費 ・・・・・ (年間) 8,396 千円
- ・建築後の年数

30~39年 4件

40~49年 1件

・耐震化の状況 ・・・・・ 2 施設が耐震化済、3 施設が未耐震

イ 今後の管理等の方向性

「三木市幼保一体化計画」に従って順次廃園し、民間の「幼保連携型認定こど も園」への移行を進めます。

廃止した施設は、除却、転用、売却等を検討します。

ウ 施設一覧 (単位:千円)

幼稚園名	施設名	建設年度	年間利用者数	年間
				維持管理費
三樹	園舎	S55	園児数 38 人	1, 381
			教職員数 5人	
三木	園舎	S55	園児等数 33人	1, 041
			教職員数 5人	
緑が丘東	園舎	S55	園児等数 61人	1, 782
			教職員数 4人	
自由が丘	園舎	S51	園児等数 50 人	2, 264
			教職員数 4人	
広野	園舎	Н56	園児等数 46 人	1, 928
			教職員数 3人	
合計				8, 396

(5) 認定こども園

ア 現状

- ・施設の総数・・・・・ 3か所、4施設
- •利用者数(年間)

園児数 120人、教職員数 26人 調理員数 3人(別所認定こども園のみ)

・建築後の年数

10年未満 1件

11~19年 1件

30~39年 1件

40~49年 1件

・耐震化の状況 ・・・・・ 4 施設が耐震化済

イ 今後の管理等の方向性

日常の点検や診断により、予防保全を図ることで長寿命化に努めます。

ウ 施設一覧 (単位:千円)

こども園名	施設名	建設年度	年間利用者数	年間
一ことも風行	旭政治			維持管理費
別所	園舎	S54	園児等数 120 人	
			教職員数 26人	
			調理員数 3人	
緑が丘	園舎	S48	園児等数 一人	
			教職員数 一人	
よかわ	園舎	H11	園児等数 一人	
	プール	H24	教職員数 一人	
合計				

- * 緑が丘認定こども園、よかわ認定こども園は、平成29年度から開園のため利用者数、維持管理費については掲載しておりません。
- * 別所認定こども園の園児等数、教職員数、調理員数は平成28年10月1日現在です。 維持管理費については、開園から1年未満のため記載していません。

(6) 保育所

ア 現状

・施設の総数・・・・・2か所

・利用者数 ・・・・・ (在籍児童数) 179人

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 5,488 千円

・建築後の年数

30~39年 2件

・耐震化の状況 ・・・・・ 2施設とも未耐震

イ 今後の管理等の方向性

「三木市幼保一体化計画」に従って順次廃園し、民間の「幼保連携型認定こど も園」への移行を進めます。

廃止した施設は、除却、転用、売却等を検討します。

ウ 施設一覧 (単位:千円)

+/☆⇒凡 々	建設年度	利用状況	年間
施設名		(在籍児童数)	維持管理費
上の丸保育所	S45	84 人	2, 687
志染保育所	S56	95 人	2, 801
合計			5, 488

(7) 福祉施設

ア デイサービス・在宅介護支援センター

(7) 現状

・施設の総数・・・・・ 7か所

・利用者数 ・・・・・ (年間) 58,021 人

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 3,500 千円

・特記事項 ・・・・・・ 災害時の福祉避難施設

・建築後の年数

10~19年 7件

・耐震化の状況 ・・・・ 7施設とも耐震化済

(単位:千円)

(イ) 今後の管理等の方向性

7か所のデイサービスセンターは一括して指定管理業務委託により運営を行っています。施設は、利用者の安全を第一とし、計画的に改修し長寿命化を図ります。

デイサービスセンター・在宅介護支援センター志染は、平成28年度に新築して おり、隣接地に残存する旧施設は除却します。

(ウ) 施設一覧

一心以一克		(+)	. • 1 1 1/
施設名	建設年度	年間 利用者数	年間 維持管理費
デイサービスセンター・ 在宅介護支援センターロ吉川	H 7	7,585 人	
デイサービスセンター・ 在宅介護支援センター志染	Н8	6,374人	
デイサービスセンター・ 在宅介護支援センターひまわり	Н 9	10,371 人	
デイサービスセンター・ 在宅介護支援センター三木南	H10	8,055 人	
デイサービスセンター・ 在宅介護支援センター三木東	H10	8,582 人	
デイサービスセンター・ 在宅介護支援センター三木北	H11	8,633 人	
デイサービスセンター・ 在宅介護支援センター自由が丘	H14	8,421 人	
合計		58,021 人	3, 500

イ 障がい者支援施設

(7) 現状

・施設の総数・・・・・5か所

・利用者数 ・・・・・ (年間) 21,860人

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 60,900 千円

・特記事項 ・・・・・・ 災害時の福祉避難施設(はばたきの丘)

・建築後の年数

10年未満 1件

10~19年 2件

20~29年 1件

60~69年 1件

・耐震化の状況 ・・・・・ 4 施設が耐震化済、1 施設が未耐震

(イ) 今後の管理等の方向性

市が、障がい者を支援する施設として、建築又は用途変更し、障がい者団体や社会福祉法人に委託し運営しています。

- a 三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘 障害者支援の観点から、今後も適正に維持管理します。
- b 三木市共同作業所・三木市口吉川共同作業所 知的障害者家族会の運営する障害者支援施設として長年の実績を有し、安定 した運営が出来ており、今後も適正に維持管理します。
- c 星陽やすらぎセンター

星陽ふれあい広場利用者の休息場また市民福祉の向上に取得したものですが、利用者はほとんど無い状態であるため、今後、廃止や転用について検討します。

d やすらぎ工房

精神障害者家族会の要望で旧三木市ガス事業管理棟を障害者施設として利用しており、今後も適正に維持管理します。

(ウ) 施設一覧 (単位:千円)

施設名	建設年度	平均 利用者数 (定員)	年間 維持管理費
三木市立障害者総合支援 センターはばたきの丘	H20	46 人 (60 人)	46, 500
三木市共同作業所	H5	16 人 (16 人)	13, 600
三木市口吉川共同作業所	H14	16 人 (15 人)	13, 600
星陽やすらぎセンター	古民家取得 H12 築 50 年以上	0人 (なし)	800
やすらぎ工房	S 57	14 人 (20 人)	0
合計		92 人 (110 人)	60, 900

ウ その他の福祉施設

(7) 現状

・施設の総数・・・・・3か所

・利用者数 ・・・・・ (年間) 127,744 人

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 44,792 千円

・建築後の年数

10~19年 3件

・耐震化の状況 ・・・・・ 3 施設とも耐震化済

(イ) 今後の管理等の方向性

各施設それぞれの目的に応じて、乳幼児から高齢者までさまざまな福祉サービスを提供する施設として、広く利用されていることから、計画的な改修により長寿命化を図り、適正に維持管理します。

(ウ) 施設一覧 (単位:千円)

施設名	油 凯左库	年間年間	
旭 政名	建設年度	利用者数	維持管理費
総合保健福祉センター	H10	44,854 人	12, 734
吉川健康福祉センター(吉	H11	70,796 人	26 662
川児童館含む)	ПП	70, 790 人	26, 663
高齢者福祉センター	H7	12,094 人	5, 395
合 計		127,744 人	44, 792

(8) 観光施設

ア現状

・施設の総数・・・・・ 9か所

・利用者数 ・・・・・ (年間)約1,276,000人

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 57,815 千円

・建築後の年数

10年未満 1件

10~19年 4件

20年以上 4件

・耐震化の状況 ・・・・・ 7施設が耐震化済、2施設が未耐震

イ 今後の管理等の方向性

本市の産業・観光振興に重要な施設であり、計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、管理運営の効率化を図り経費削減に努めます。

ウ	施設一覧	(単位	: 千円)

施設名	建設年度	年間	年間
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	建议十及	利用者数	維持管理費
旧玉置家住宅	江戸末期	9,457 人	1,864
旧小河家別邸	M40 頃	3,640 人	1, 966
三木ホースランドパーク	H11	220,874 人	30, 446
金物資料館	S51	6,269 人	2, 443
三木市歴史資料館	S57	12,826 人*1	*2
山田錦の館	H17	451,596 人	19, 000
温泉交流館「よかたん」	H14	200,520 人	上記に含む
道の駅みき	H14	370, 421 人	536
かじやの里メッセみき	H22	153 目* ³	1, 560
合計		1,275,603 人	57, 815

- *1 平成28年5月5日開館から平成29年1月31日までの入館者数。
- *2 開館から1年未満のため記載していません。
- *3 年間使用稼働日数

(9) 環境衛生施設

ア現状

- ・施設の総数 ・・・・ 3 か所、7 施設
- 利用状況

燒却処分(年間) 25,681 t

埋立処分(年間) 1,216 t

し尿処理(年間) 12,964 m³

- ・維持管理費 ・・・・・ (年間) 217,361 千円
- ・建築後の年数

10~19年 2件

20~29年 1件

・耐震化の状況 ・・・・・ 3 施設とも耐震化済

イ 今後の管理等の方向性

(ア) 清掃センター

・ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設

ごみ焼却施設については、平成36年度末で廃止予定であり、それまで安全に稼働できるよう長期包括委託により効率的に維持管理します。廃止後は除却します。

(イ) 吉川クリーンセンター

・ごみ焼却施設

清掃センターへの吉川地区のごみ受入れ拠点として活用していますが、清掃センターのごみ焼却施設廃止後は、除却を検討します。

• 埋立処分場

埋立作業、浸出水処理施設の運転管理は、業務委託により継続して運用します。

・ し尿処理施設

市内全域のし尿および浄化槽汚泥はクリーンセンターで一括して処理しており、この施設は運用休止中であり、今後も使用する予定がないため除却を検討します。

(ウ) クリーンセンター

適切な維持改修を行い長寿命化を図りながら、継続して運用します。

ウ施設一覧

(ア) 清掃センター

(単位:千円)

施設名	建設年度	年間	年間
旭武名	建议十及	利用状況	維持管理費
ごみ焼却施設	H10	総搬入量 28,681 t	164 206
粗大ごみ処理施設	ПП	受付件数 64,111 件	164, 396
埋立処分場(1期)	S 60	埋立量 0㎡	2 002
埋立処分場(2期)	H23	埋立量 2,024 m³	2, 902

(イ) 吉川クリーンセンター

(単位	:	千円))
(11/-	•	1 1 1 /	•

+/-=□ ⁄2	建設年度	年間	年間
施設名	建設年度	利用状況	維持管理費
ごみ焼却施設	Н8	H17.12より休止	
		※施設の一部で吉川	
		地区のごみ受け入れ	
		を継続実施	5 252
		・総搬入量 311 t	5, 252
		・件数 2,210件	
吉川埋立処分場	H10	・埋立量 141 t	
		・件数 242 件	
し尿処理施設	Н5	H22. 4より休止	

(ウ) クリーンセンター

(単位:千円)

±/==7∟ Ø	建設年度	年間	年間
施設名	建议干及	利用状況	維持管理費
し尿処理施設	S 61	処理量 46 kℓ/日	44, 811

(10) 市営住宅

ア現状

・施設の総数 ・・・・ 7 か所、15 施設

・戸数・・・・・・ 434 戸

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 19,447 千円

・建築後の年数

10年未満 3件

10~19年 5件

20~29年 7件

30~39年 2件

40~49年 3件

・耐震化の状況 ・・・・・ 15施設すべて耐震化済

イ 今後の管理等の方向性

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化を図るとともに、適正に維持管理します。

ウ施設一覧

団地名	建設年度	戸数
加佐団地	S48	18
朝日ケ丘中団地	S48, S49, S53, H19, H21	150
新田山団地	S58	15
大塚団地	S63, H 元	40
えびす団地	Н5, Н7, Н18	66
跡部団地	Н9	30
朝日ケ丘南団地	H12, H14	115
合計		434

(11) 庁舎

ア現状

・施設の総数・・・・・ 4か所、6施設

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 121,167 千円

建築後の年数

10年未満 2件

20~29年 1件

30~39年 1件

40~49件 2件

・耐震化の状況 ・・・・・ 5 施設が耐震化済、1 施設が未耐震

イ 今後の管理等の方向性

本庁舎については、災害時には防災拠点として災害対策の中心となることから、計画的な維持管理による予防保全に努め、施設の長寿命化を図るとともに管理運営の効率化により経費削減に努めます。吉川庁舎、消防庁舎についても計画的な改修により長寿命化を図ります。なお、上の丸庁舎については、周辺が国の史跡指定を受けたことから除却します。

ウ 施設一覧 (単位:千円)

施設名	建設年度	年間 維持管理費
本庁舎	Н5	82, 908
上の丸庁舎	S43	522
吉川支所	H21	6, 284
消防庁舎(分署を含む)	H19、S51、S57	31, 975
合計		121, 689

(12) その他の施設

ア 現状

・施設の総数・・・・・14 か所

・利用者数 ・・・・・ (年間) 607,959 人

・維持管理費 ・・・・・ (年間) 274,984 千円

・建築後の年数

10年未満 2件

20~29年 3件

30~39年 8件

40~49年 1件

・耐震化の状況 ・・・・・ 9 施設が耐震化済、5 施設が未耐震

イ 今後の管理等の方向性

これらの施設は、それぞれの目的により設置されたものです。老朽化が進み、改修に多額の費用がかかる場合や機能の重複する施設は、統廃合や機能の複合化等について検討します。

その際は、将来の利用状況を考慮し適正な規模とします。

ウ 施設一覧 (単位:千円)

左記 <i>夕</i> 建	建設年度	年間	年間
施設名	建议干及	利用者数	維持管理費
市民活動センター(福	CEE	71 000 1	17 049
祉会館)	S55	71,020 人	17, 243
まなびの郷みずほ	Н2	36, 255 人	7, 030
総合隣保館	S56	27, 249 人	3, 430

勤労者福祉センター	S60	26, 475 人	6, 779
三木鉄道ふれあい館	H21	10,672 人	2, 923
教育センター・児童センター	Н6	66, 103 人	22, 198
堀光美術館	S56	9,497 人	2, 109
文化会館	S60	106,802 人	69, 695
別所ふるさと交流館	S54	9,267 人	1, 935
みきやま斎場	H19	(火葬数 3,026 件)	28, 225
*3 三木山総合公園 (屋内プール、クラブハウ ス他)	Н7	128, 683 人	$113, 417^{*1}$
*3吉川総合公園(文化 体育館、研修所他)	S61	82, 728 人	上記に含む*1
市民体育館	S42	11,730 人	上記に含む*1
勤労者体育センター	S52	20,889 人	上記に含む*1
合計		* ² 607, 370 人	274, 984

- *1 三木市有料スポーツ施設として公園施設と一括して指定管理しているため。
- *2 火葬数は合計に含めず
- *3 三木山総合公園、吉川総合公園の施設管理については、第4章道路・橋梁・公園の管理に含む

3 改修計画

(1) 計画の期間

改修計画の期間は、平成29年度から平成38年度の10年間とします。

(2) 計画の考え方

ア 3つの基本方針

これまで述べた現状や課題に対応し、将来にわたり健全にまちの経営を推進していくためには、個々の公共建築物を単に「管理」していくだけではなく、すべての公共建築物を貴重な「経営資源」であるという視点から効果的かつ効率的に活用し運用していくことが重要です。

このことを踏まえ、本市では次の3つの基本方針に基づき改修計画を進めることとします。

基本方針1 公共建築物の規模・内容・量の適正化

人口減少社会においては、社会状況の変化に見合う形で行政サービスも変更していく必要があり、公共建築物についても規模・内容・量を適正に変更していく必要があります。

そのため、市民ニーズをはじめ政策適合性や費用対効果など多面的な視点から総合的に判断し、規模・内容・量の適正化を図ります。

<公共建築物縮小の方法>

- ・同じ種類の施設の集約化
- ・異なる種類の機能を持つ施設の複合化
- ・共同事務処理による広域化
- ・集約化、複合化などにより不要となった施設の廃止 (跡地の売却等)

基本方針2 長寿命化の推進

今後も継続して活用していく公共建築物については、定期的な点検・診断を行い、 計画的に維持改修し、施設の長寿命化を推進することにより、財政負担の軽減と平 準化を図ります。

<長寿命化の方法>

- ・施設の耐震化の推進
- ・長期的な改修計画の策定
- 計画的な維持管理の徹底

基本方針3 民間活力の導入

人口減少に伴い、税収の減少が進む中で、現状のままでは施設の維持管理に大き く影響が出てくることが懸念されます。そこで、民間企業の持つノウハウを積極的 に導入し、行政サービス水準の維持・向上と財政負担の軽減を図っていきます。

<民間活力の導入方法>

- ・民間のノウハウを活用した民営化
- ・民間に管理を委ねる指定管理制度の充実
- ・包括的民間委託発注制度など、民間委託の積極的な活用

(3) 計画の進め方

ア 施設改修の優先順位

施設改修の優先順位は、市民生活への影響や財政の健全運営の維持を勘案し以下のとおり定めます。

(7) 優先順位1位 危機管理において重要な施設の改修

台風等による風水害及び山崎断層帯主部と草谷断層が連動した地震の発生が予期されます。

そこで、市民の皆様の生命・身体を守るため、災害が起こったときに災害対 応の拠点となる施設及び市民の皆様が避難する施設を最優先します。

<市民が避難する施設>

- ・公民館(災害時2次避難所の耐震化)
- ・学校(指定避難所のトイレの洋式化)

<災害対応の拠点となる施設>

·本庁舎(防災関連設備)

(イ) 優先順位2位 市民生活に影響が大きい施設の改修

市民が日常生活を行うにあたって欠くことができないサービスを提供している施設や市民生活の拠点となっている施設を優先します。

<生活サービス施設>

- 清掃センター
- クリーンセンター
- ・小・中学校(校舎・体育館・プールの学校施設大規模改修)

<生活の拠点施設>

• 市営住宅

(ウ) 優先順位3位 その他の公共施設の改修

行政機能の中核となる市庁舎や保健福祉施設、市民の生活や活動の場として 利用されている施設は、建築経過年数や劣化度合いを判断し順次計画的に改修 します。

- 文化会館
- ・デイサービスセンター
- 教育センター
- ・総合保健福祉センター
- ・吉川健康福祉センター
- 公民館
- ·本庁舎、消防署吉川分署

イ 実施体制の整備

改修計画の推進に当たっては、全庁体制で取り組むため公有財産管理主管課は、 保有する公共施設等の情報を一元管理し、全庁的、横断的に調整しつつ、事業の優 先順位を判断し、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

ウ 今後の進め方

施設類型毎に、個別の実施計画を策定し、改修等適正管理を進めます。

改修等に係る事業費は、計画的な財政運営を行うため、過去5年間の平均額である年間約8億5千万円程度を目標とし、財政負担の平準化を図ります。 その財源は、国県補助金や市債などを可能な限り活用し一般財源の縮減に努めます。

また、保有量の縮減と効率的な管理運営により、維持管理経費の節減に努めます。なお、予見しがたい状況の変化がある場合は、適宜必要な見直しを行います。

第4章

道路・橋梁・公園の管理

第4章 道路・橋梁・公園の管理

1 管理の基本的考え方

本市では、昭和40年代から50年代にかけ高度経済成長期に建設された道路、橋梁、 公園などの社会基盤施設が、今後順次老朽化を迎え、このまま放置すれば、施設の安全 性が確保できなくなり市民生活に影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、平成26年度から平成28年度に道路、橋梁、公園の点検を実施しました。 この結果をもとに、施設の安全性の確保はもとより、総コストの低減と予算の平準化 を図り、計画的・効率的に老朽化対策を推進します。

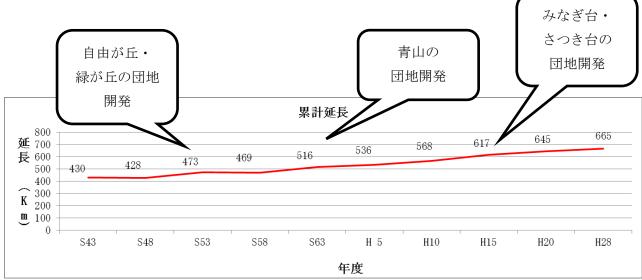
2 各施設の現状

高度経済成長期には、工業化に伴う神戸、阪神間への人口集中に伴い、神戸電鉄沿線で新たな大型住宅団地の開発及びモータリゼーションの進展にあわせて、多数の道路・橋梁・公園が建設されました。これらは、今日まで長期間が経過しており老朽化が進んでいます。

(1) 道路

本市においては、昭和45年頃から 大型住宅団地の開発が進んだことに より、多くの幹線道路や生活道路など の道路施設を建設してきました。その 後約40年が経過し、当時建設した道 路施設は老朽化しており、補修が必要 となっています。

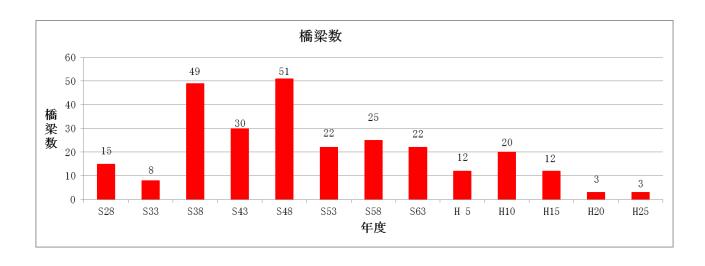


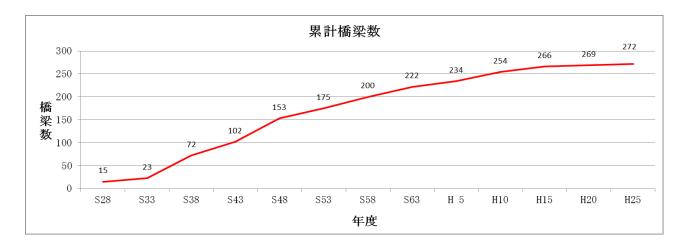


(2) 橋梁

橋梁については、道路や公園など他の施設に比べてその寿命は長いとされますが、昭和30年代から整備してきた施設は既に50年以上が経過し、今後、ますます老朽化した橋梁が増加することとなります。

橋梁点検の結果からは、架替え、補修が必要となる橋梁が多数あり、安全性の確保 とコスト縮減を図るために、計画的な補修を行う必要があります。



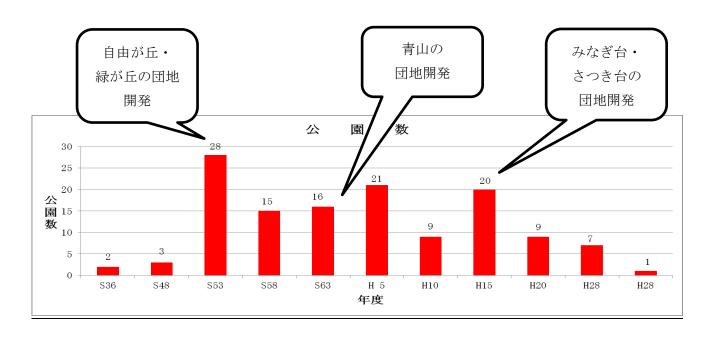


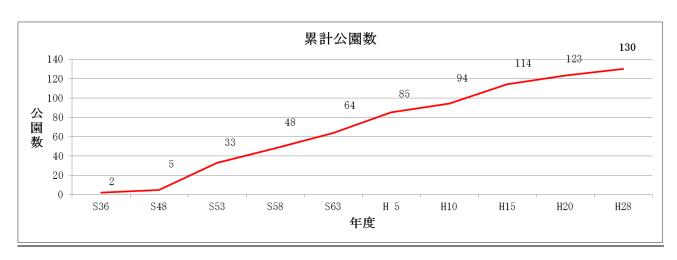
(3) 公園

大型住宅団地の開発及び人口 の増加に伴い設置された公園も 既に設置から約40年が経過し、 遊具、フェンスなど、施設の老朽 化が進んでいます。

このことから、老朽化が進ん でいる施設を順次修繕・改修する ことが必要となっています。







3 管理の方向性

(1) 道路・橋梁・公園(以下、「各インフラ」という。) の点検結果を基に、計画的に維持改修を実施します。

なお、予見しがたい状況の変化がある場合には、適宜必要な見直しを行います。

- (2) 各インフラにおいて緊急を要する修繕が必要となった場合においては、計画に定める年次にかかわらず他に優先して補修を実施します。
- (3) 改修等に係る事業費は、計画的な財政運営を行うため、過去5年間の平均額である 年間約3億円程度を目標とし、予算の平準化を図ります。その財源は、国県補助金 や市債などを可能な限り活用し一般財源の縮減に努めます。

【計画の概要】

第5章

上下水道の管理

第5章 上下水道の管理

1 管理の基本的考え方

本市の水道事業は、人口減少や節水機器の普及等により、水需要が年々減少するとともに水源環境の変化など水道事業を取り巻く環境も大きく変化する中で、水道施設の経年・老朽化に伴う更新時期を迎えています。

また、下水道事業においても、昭和40年代から50年代にかけての高度経済成長期における民間による大型住宅団地開発などにより下水道施設が整備され、その後三木市公共下水道に移管された区域では、管渠の老朽化が進み、管のつまりや不明水の増加等により維持管理費が増大しており、その対策が急がれます。

さらに、旧吉川町の公共下水道においても、処理場(吉川浄化センター)の機器の多くが耐用年数を過ぎており、更新時期を迎えています。

また、市内に5カ所ある農業集落排水施設についても、機器の耐用年数を迎えています。

このような状況において、将来にわたり安全な水を安定的に供給するとともに、市民 生活の環境を維持していくため、効果的かつ効率的な管理を行います。

2 各施設の現状

(1) 上水道

水道事業については、昭和35年3月に水道事業創設認可を取得し、その後、第 1次拡張認可(昭和49年3月)、第2次拡張認可(昭和61年3月)、第3次拡張 認可(平成10年3月)、さらに平成17年10月に吉川町との合併による変更認 可を行い、事業を拡張してきました。

そのような中、管路(特に塩ビ管路)の老朽化が進み、耐震管への布設替えを進めていく必要が生じています。(H27末現在の耐震化率:25.7%)

また、人口減少・少子高齢化の時代を迎え、今後水需要が年々減少し、料金収入のさらなる減少が予測される中において、財源との均衡を図りながら施設の維持更新を適切に進めていく必要があります。

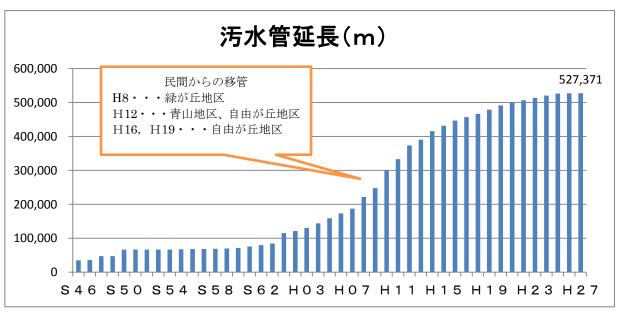


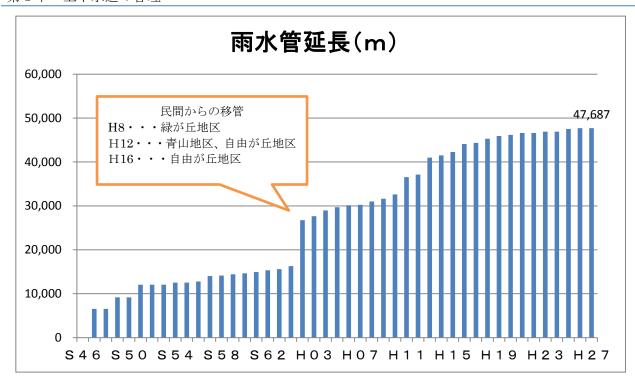
左曲	S37	S45	S54	S60	H10	H27
年度	(1962)	(1970)	(1979)	(1985)	(1998)	(2015)
年度別延長(km)	1.6	20.3	23.6	39.0	29.8	5.4
累計延長(km)	1.6	39.5	152.9	240.8	451.5	623.5

(2) 下水道

下水道事業については、昭和54年に「三木市流域関連公共下水道」の当初認可を取得して整備を進めてきました。併せて、昭和40年代後半に民間により整備された下水道施設の移管を受け、さらには、平成17年10月の合併により、旧吉川町公共下水道を「三木市単独公共下水道」として事業を拡大してきました。

現在、民間の開発した地域の下水道管の傷みが著しく、管の更生工事を優先して 行う必要があります。





(3) 農業集落排水

農業集落排水については、平成18年度から市内6地区の集落排水施設の維持管理を行っています。

各施設とも、機器の耐用年数を迎え、維持管理経費の増加が予測されます。

処理場名	供用開始	処理方式
細川中処理場	H10. 6. 1	回分式活性汚泥方式
興治処理場	H11. 5. 1	連続流入間欠ばっ気方式
口吉川処理場	Н11. 9. 1	連続流入間欠ばっ気方式
毘沙門処理場	Н13. 7. 1	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
前田冨岡処理場	H15. 5. 1	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式

3 管理の方向性

上下水道経営戦略に基づき適正な維持管理を行います。

各施設の更新については、緊急性・重要度等を総合的に考慮し、優先順位をつけると ともに、事業費の平準化を図りながら計画的に整備します。

なお、予見しがたい状況の変化がある場合には、適宜必要な見直しを行います。

(1) 水道事業

深井戸: 三木市は、深井戸水源(82井保有)を主体として、県水は自己水源の 不足をまかなう方式としています。そのため、深井戸の適正な管理を行 う必要があり、計画的にポンプの更新等を行っていきます。

配水池:配給水施設は、配水池の複数化・耐震化を優先することとし、中でも基 幹配水池と位置付ける配水池から耐震化を実施していきます。あわせて、 災害に対応するため、応急給水施設を整備します。

管 路:老朽管路の更新時に耐震化管路に整備します。なお、効率的な更新を行 うため、塩ビ管路を優先に整備していきます。

(2) 下水道

汚水管:管路の更新については、40年以上経過し管路調査の結果、補助対象となる老朽化の著しい管路(自由が丘、緑が丘地区)を優先して実施していきます。

雨水管:管路の更新については、40年以上経過し管路調査の結果、補助対象と なる老朽化の著しい管路(自由が丘、緑が丘地区)を優先して実施して いきます。

処理施設:処理場(吉川浄化センター)において、耐用年数が経過した機械・電気設備を優先して計画的に更新します。

(3) 農業集落排水

機器の更新、修理等を計画的に実施していくとともに、可能な地区から公共下水道に統合し、処理場を廃止していきます。

第6章

計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有方策

公共施設等の管理においては、全庁体制で取り組みます。このため、公有財産管理主管課は、保有する公共施設等の情報を固定資産台帳により一元管理し、全庁的かつ横断的に調整して情報共有を図り、効率的・効果的な公共施設の管理を行います。

また、これらの一元化された情報を基に、現状を把握・分析し、関連部署との調整を図りながら事業の優先順位を判断し、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

さらに、総合的かつ計画的な施設の管理を実現するため、定期的に調整会議 を開催するとともに、職員一人ひとりが、経営的視点を持って施設の管理運営 ができるよう研修等を実施します。

2 個別計画の策定

今後、本計画を定めた基本的な考え方や基本方針に基づき、施設類型毎の個別計画を策定します。

各所管で既に策定、実施している「インフラ・メンテナンス計画」、「市営住宅等長寿命化計画」、「道路橋長寿命化修繕計画」などの個別計画は、本計画との整合性を図ります。

3 フォローアップ

主管課は関係部署と連携しながら、本計画の基本的な方針に基づき、個別計画の確実な実行に向け進行管理を行います。

なお、社会情勢や経済情勢に柔軟に対応するため、必要に応じ本計画を見直します。

4 広域的な連携の推進

効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため、近隣市町と連携し、公共 施設の相互利用を推進します。

5 市民、議会への情報共有

本計画を推進するに当たっては、市民や議会の理解が不可欠です。このため、 公共施設の利用状況や維持管理の状況などの情報提供に努めるとともに、施設 の統廃合等今後のあり方を検討する場合は、適宜、市民への説明、意見聴取を 行い、市民と行政が一体となって取り組みます。

また、議会への適切な段階での説明を行います。

三木市公共施設等総合管理計画

平成29年3月31日

三木市企画管理部企画調整課

 $\mp 673\text{-}0492$

三木市上の丸町 10番 30号 電話:0794 (82) 2000 FAX:0794 (89) 9755